

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◆鳥取県規則第八十六号

鳥取県道路交通取締規則

道路交通取締法（昭和二十二年法律第百三十号）に基き
この規則を定める。

（燈 火）

- ◆規 則 鳥取県道路交通取締規則
- ◆公安告示 鳥取県道路交通取締細則
- ◆雜 報 道路交通取締法施行規則に基く緊急自動車指定要領

目 次

次

規 則

鳥取県道路交通取締規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

- 2 前項の前照燈のうち自転車につけたもので発電装置によるものにあつては、その照射光線の方向が下向であり、且つ、その主要光線が前方三メートル以上の地点に及ばないよう設置したものでなければならぬ。

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 道路交通取締令施行規則（昭和二十三年四月鳥取県規則第二十三号）は廃止する。
- 3 その他交通の妨害となるような方法で道路を使用し又は通行すること。
- 4 その他の規則は、この規則に定められていない場合は、所轄警察署長の許可を受けなければならない。
- 5 道路にみこし、だし、又は練物の類を出すこと。
- 6 道路において競技その他の催物をすること。
- 7 道路に日除け、標旗、標燈、陳列だな等を出すこと。

附 則

(道路使用)

第四條 次の各号の一に該当する行爲をしてはならない。

- 一 市街地若しくは、雜とうする道路及び警察官若しくは警察吏員の指示する地域において二輪自転車に二人以上乗車すること。但し、成年者が安全な設備をして八才未満の者を乗車させる場合を除く。
- 二 有効な制動機及び警音器の装置のない自転車に乗車すること。

(駐車時の尾燈)

- 2 前條第一項の尾燈に関する規定は、諸車が夜間駐車場以外の道路に駐車する場合にこれを適用する。
- 3 車、牛馬車、及び旅客軽車輶にあつては六センチメートル以上とし、夜間自動車の前照燈により五十メートルの距離からその反射光を認めることができるものでなければならぬ。

(道路における禁止行爲)

第三條 道路において次の行爲をしてはならない。

- 一 市街地若しくは、雜とうする道路及び警察官若しくは警察吏員の指示する地域において二輪自転車に二人以上乗車すること。但し、成年者が安全な設備をして八才未満の者を乗車させる場合を除く。
- 二 有効な制動機及び警音器の装置のない自転車に乗車すること。

三 長大、過重又は危険の虞のある物件を積載し又は携帶して自転車に乗車すること。

四 自転車に乗車して進行中の自動車、原動機付自転車又は諸車にすがり又はその後を追従すること。

五 物件を放置し若しくは乾しさらし又はどろ土、汚水、汚物その他冰雪をまくこと。

六 交通ひん繁な道路において牛馬を連繋して通行すること。

七 安定を失い又は見透しを妨げる方法で自転車に乗車又は雜とうする道路若しくは狭あいな道路でかさをさして自転車に乗車すること。

八 車馬に他の車馬を連繋し又は車馬に他の物件をけん引して通行すること。

九 みだりに敷物、疊、穀類その他のもののちりを払い又は飛散させること。

十 交通ひん繁な道路において自転車又は乗馬の練習をすること。

公 安 告 示

◆鳥取県公安委員会告示第九号

鳥取県道路交通取締細則を次のとおり定める。

昭和二十八年十二月八日

鳥取県公安委員会

鳥取県道路交通取締細則目次

第一章 総 則

第二章 車 馬

第三章 運転免許及び運転許可

第四章 運転免許証及び運転許可証

第五章 運転免許登録

第六章 運転免許登録

第七章 運転免許登録

第八章 運転免許登録

第九章 運転免許登録

第十章 運転免許登録

第十一章 運転免許登録

第十二章 運転免許登録

第十三章 運転免許登録

第十四章 運転免許登録

第十五章 運転免許登録

第十六章 運転免許登録

第十七章 運転免許登録

第十八章 運転免許登録

第十九章 運転免許登録

第二十章 運転免許登録

第二十一章 運転免許登録

第二十二章 運転免許登録

第二十三章 運転免許登録

第二十四章 運転免許登録

第二十五章 運転免許登録

第二十六章 運転免許登録

第二十七章 運転免許登録

第二十八章 運転免許登録

第二十九章 運転免許登録

第三十章 運転免許登録

第三十一章 運転免許登録

第三十二章 運転免許登録

第三十三章 運転免許登録

第三十四章 運転免許登録

第三十五章 運転免許登録

第三十六章 運転免許登録

第三十七章 運転免許登録

第三十八章 運転免許登録

第三十九章 運転免許登録

第四十章 運転免許登録

第四十一章 運転免許登録

第四十二章 運転免許登録

第四十三章 運転免許登録

第四十四章 運転免許登録

第四十五章 運転免許登録

第四十六章 運転免許登録

第四十七章 運転免許登録

第四十八章 運転免許登録

第四十九章 運転免許登録

第五十章 運転免許登録

第五十一章 運転免許登録

第五十二章 運転免許登録

第五十三章 運転免許登録

第五十四章 運転免許登録

第五十五章 運転免許登録

第五十六章 運転免許登録

第五十七章 運転免許登録

第五十八章 運転免許登録

第五十九章 運転免許登録

第六十章 運転免許登録

第六十一章 運転免許登録

第六十二章 運転免許登録

第六十三章 運転免許登録

第六十四章 運転免許登録

第六十五章 運転免許登録

第六十六章 運転免許登録

第六十七章 運転免許登録

第六十八章 運転免許登録

第六十九章 運転免許登録

第七十章 運転免許登録

第七十一章 運転免許登録

第七十二章 運転免許登録

第七十三章 運転免許登録

第七十四章 運転免許登録

第七十五章 運転免許登録

第七十六章 運転免許登録

第七十七章 運転免許登録

第七十八章 運転免許登録

第七十九章 運転免許登録

第八十章 運転免許登録

第八十一章 運転免許登録

第八十二章 運転免許登録

第八十三章 運転免許登録

第八十四章 運転免許登録

第八十五章 運転免許登録

第八十六章 運転免許登録

第八十七章 運転免許登録

第八十八章 運転免許登録

第八十九章 運転免許登録

第九十章 運転免許登録

第九十一章 運転免許登録

第九十二章 運転免許登録

第九十三章 運転免許登録

第九十四章 運転免許登録

第九十五章 運転免許登録

第九十六章 運転免許登録

第九十七章 運転免許登録

第九十八章 運転免許登録

第九十九章 運転免許登録

第一百章 運転免許登録

第一百一章 運転免許登録

第一百二章 運転免許登録

第一百三章 運転免許登録

第一百四章 運転免許登録

第一百五章 運転免許登録

第一百六章 運転免許登録

第一百七章 運転免許登録

第一百八章 運転免許登録

第一百九章 運転免許登録

第一百十章 運転免許登録

第一百十一章 運転免許登録

第一百十二章 運転免許登録

第一百十三章 運転免許登録

第一百十四章 運転免許登録

第一百十五章 運転免許登録

第一百十六章 運転免許登録

第一百十七章 運転免許登録

第一百十八章 運転免許登録

第一百十九章 運転免許登録

第一百二十章 運転免許登録

第一百二十一章 運転免許登録

第一百二十二章 運転免許登録

第一百二十三章 運転免許登録

第一百二十四章 運転免許登録

第一百二十五章 運転免許登録

第一百二十六章 運転免許登録

第一百二十七章 運転免許登録

第一百二十八章 運転免許登録

第一百二十九章 運転免許登録

第一百三十章 運転免許登録

第一百三十一章 運転免許登録

第一百三十二章 運転免許登録

第一百三十三章 運転免許登録

第一百三十四章 運転免許登録

第一百三十五章 運転免許登録

第一百三十六章 運転免許登録

第一百三十七章 運転免許登録

第一百三十八章 運転免許登録

第一百三十九章 運転免許登録

第一百四十章 運転免許登録

第一百四十一章 運転免許登録

第一百四十二章 運転免許登録

第一百四十三章 運転免許登録

第一百四十四章 運転免許登録

第一百四十五章 運転免許登録

第一百四十六章 運転免許登録

第一百四十七章 運転免許登録

第一百四十八章 運転免許登録

第一百四十九章 運転免許登録

第一百五十章 運転免許登録

第一百五十一章 運転免許登録

第一百五十二章 運転免許登録

第一百五十三章 運転免許登録

第一百五十四章 運転免許登録

第一百五十五章 運転免許登録

第一百五十六章 運転免許登録

第一百五十七章 運転免許登録

第一百五十八章 運転免許登録

第一百五十九章 運転免許登録

第一百六十章 運転免許登録

第一百七十一章 運転免許登録

第一百七十二章 運転免許登録

第一百七十三章 運転免許登録

第一百七十四章 運転免許登録

第一百七十五章 運転免許登録

第一百七十六章 運転免許登録

第一百七十七章 運転免許登録

第一百七十八章 運転免許登録

第一百七十九章 運転免許登録

第一百八十章 運転免許登録

第一百八十一章 運転免許登録

第一百八十二章 運転免許登録

第一百八十三章 運転免許登録

第一百八十四章 運転免許登録

第一百八十五章 運転免許登録

第一百八十六章 運転免許登録

第一百八十七章 運転免許登録

第一百八十八章 運転免許登録

第一百八十九章 運転免許登録

第一百九十章 運転免許登録

第一百九十一章 運転免許登録

第一百九十二章 運転免許登録

第一百九十三章 運転免許登録

第一百九十四章 運転免許登録

第一百九十五章 運転免許登録

第一百九十六章 運転免許登録

第一百九十七章 運転免許登録

第一百九十八章 運転免許登録

第一百九十九章 運転免許登録

第二百章 運転免許登録

第二百一章 運転免許登録

第二百二章 運転免許登録

第二百三章 運転免許登録

第二百四章 運転免許登録

第二百五章 運転免許登録

第二百六章 運転免許登録

第二百七章 運転免許登録

第二百八章 運転免許登録

第二百九章 運転免許登録

第二百十章 運転免許登録

第二百十一章 運転免許登録

第二百十二章 運転免許登録

第二百十三章 運転免許登録

第二百十四章 運転免許登録

第二百十五章 運転免許登録

第二百十六章 運転免許登録

第二百十七章 運転免許登録

第二百十八章 運転免許登録

第二百十九章 運転免許登録

第二百二十章 運

第二條 法第六條の規定により危険防止及びその他交通安全のため通行を制限するときは、そのつ度これを表示する。

(届出の場所)

第三條 この細則により島取県公安委員会に提出すべき申請書は正副二通とし、主たる運転地を管轄する警察署長を経由しなければならない。

2. 法とは、道路交通取締法をいう。

3. 令とは、道路交通取締法施行令をいう。

(表示)

第二條 法第六條の規定により危険防止及びその他交通安全のため通行を制限するときは、そのつ度これを表示する。

(届出の場所)

第三條 この細則により島取県公安委員会に提出すべき申請書は正副二通とし、主たる運転地を管轄する警察署長を経由しなければならない。

2. 法とは、道路交通取締法をいう。

3. 令とは、道路交通取締法施行令をいう。

第三條 この細則により島取県公安委員会に提出すべき申請書は正副二通とし、主たる運転地を管轄する警察署長を経由しなければならない。

(速度の制限)

第四條 市街地又は人家の密集した場所における自動車及び原動機付自転車の最高速度は次のとおりとする。

一 令第十五條第一項第一号の自動車は、毎時四〇キロメートル(二四、八哩)

二 令第十五條第一項第二号の自動車は、毎時三〇キロメートル(一八、六哩)

三 令第十六條の原動機付自転車は、毎時一〇キロメートル(一二、〇哩)

四 緊急自動車は、毎時七〇キロメートル(四三、四哩)

(追越の禁止)

第五條 緊急自動車以外の自動車又は原動機付自転車は、令第二十三條の規定による外次の場所を通行するときは、他の車馬を追越してはならない。

一 道路の有効幅員が諸車双方の幅員を合し余裕一メートル以下の場所

二 交通の雑とうする場所又は危険な場所

(徐行)

第六條 車馬は、令第二十九條の規定による外次の場所を通行するときは、徐行しなければならない。

一 学校、幼稚園、病院及び児童遊園地の附近

二 公園

三 学生若しくは生徒の隊列又は葬列その他の行列の附近

四 トンネル又は踏切

五 その他交通の危険な場所

第六條 車馬は、令第三十條及び第三十一條の規定による外次の場所においてはやむを得ない場合の外停車し、又は駐車してはならない。

一 著しく狭あいの場所

二 その他交通の妨害となる場所

(許可申請書)

第八條 令第四十二條の規定によつて、出発地警察署長の許可を受けようとするものは、同條第一項(設備された場所以外の乗車又は積載の許可を与えたときは第四号様式、貨物自動車の一時乗用使用の許可を与えたときは第五号様式、制限外積載の許可を与えたときは第六号様式による許可証をそれぞれ交付する。

(許可証の返納)

第十條 前條の許可証は、使用の後は遅滞なく返納しなければならない。

第三章 運轉免許及び運転許可

(免許、許可の申請)

第九條 前條の規定によつて設備された場所以外の乗車又は積載の許可を与えたときは第四号様式、貨物自動車の一時乗用使用の許可を与えたときは第五号様式、制限外積載の許可を与えたときは第六号様式による許可証をそれぞれ交付する。

第七條 車馬は、令第三十條及び第三十一條の規定による外次の場所においてはやむを得ない場合の外停車し、又は駐車してはならない。

一 著しく狭あいの場所

二 その他交通の妨害となる場所

(許可証)

第十條 前條の許可証は、使用の後は遅滞なく返納しなければならない。

第三章 運轉免許及び運転許可

(免許、許可の申請)

第十一條 令第四十九條又は令第六十五條の規定によつて運転免許又は運転許可を受けようとする者は、別記第七号様式の申請書に次の各号の書類を添えて提出しなければならない。

一 戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては

(登録原票の写)

二 写真三葉（申請前六箇月以内に撮影したライカ版、脱帽、正面半身無台紙のものであつて裏面に撮影年月日及び氏名を記入したもの）

三 精神病、聴力、視力、色盲、アルコール中毒、覚せい剤中毒及び四肢の運動障害に関する医師の健康診断書

四 令第五十三條第一項第一号の規定に該当する者は、自動車練習所又はこれに類する施設の発行する卒業証明書

五 令第五十三條第一項第二号の規定に該当する者は、卒業証書の写及び在学中自動車に関する学科を修めた者である旨の当該学校長の発行する証明書

六 令第五十三條第一項第二号の規定に該当する者は、運転免許証の寫

七 令第五十三條第二項の規定に該当する者については、その理由書

2 前項の規定にかかわらず現に運転免許を有する者で異種の運転免許を受けようとする者は、現に有する運転免許証の写をもつて戸籍抄本に代えることができる。

(仮運転免許申請)

第十二條 令第四十八條第一項の規定によつて仮運転免許を受けようとする者は、別記第八号様式の申請書に前條に規定する書類を添えて申請しなければならない。

(免許の保留及び拒否)

第十三條 令第五十條第一項及び第六十六條の規定により公安委員会が免許を拒否し又は保留しようとときは、あらかじめ別記第十号様式によつて当該試験に

合格した者の出頭を求めその弁明を聞かなければならぬ。

(試験の免除)

第十四條 令第五十三條の規定による令第五十二条の試験は次の各号によりその一部を免除する。

一 令第五十三條第一項第一号の規定による証明書を有するものについては、令第五十二条第一項第二号の技能試験、同第三号及び第四号の筆記試験

二 令第五十三条第一項第二号に規定するものについては、令第五十二条第一項第四号の構造及び取扱に関する筆記試験

三 令第五十三条第一項第三号に規定するものについては、令第五十二条第一項第二号の技能試験及び同第四号の構造及び取扱に関する筆記試験

四 令第五十三条第二項に規定するものについては、令第五十二条第一項第二号及び第四号の技能及び筆記試験

第十五條 技能試験は実地に自動車を運転させてこれを行う。

(筆記試験)

第十六條 筆記試験は主として次の法令中で運転者として必要な事項及び交通上危害予防に必要な自動車の構造、装置の取扱についてこれを行う。

一 法

二 法

三 道路交通取締法施行規則

四 道路標識令

五 道路運送法

六 道路運送車輌法及び道路運送車輌の保安基準

七 法及び令に基いて島取県知事並びに島取県公安委員会が規定した事項（島取県道路交通取締規則及び

八 その他交通に関する法規

(試験日)

第十七條 指定された試験日時に出頭しない者は不合格とする。

2 やむを得ない事由により試験施行までに指定の日時に受験することができない旨を届け出た者に対しては、試験施行の日時を変更することある。

(採点)

第十八條 技能試験、筆記試験はいずれも百点満点とし、それぞれ八十点以上を、身体検査は最低標準に達するか若しくは第二十條の條件に適合するものをもつて合格者とする。

(合格通知書)

第十九條 令第五十四條の規定により市町村公安委員会に送付する合格通知書は別記第十一号様式による。

(免許の條件)

第二十條 令第五十五條第一項又は令第六十六條第一項の規定による運転免許又は運転許可の條件は、身体的

を添えなければならない。
(運転地変更)

第二十三條 令第五十六條及び第六十六條による主たる運転地を変更したときは、別記第十三号様式による届書及び寫真二葉に運転免許証又は運転許可証を添えて届け出なければならない。

(定期検査)

第二十四條 令第五十七條及び第六十六條の規定により運転免許証及び運転許可証の検査を受けようとする者は、別記第十四号様式の申請書に運転免許証又は運転許可証及び寫真三葉を添えて申請しなければならない。

(再交付申請)

第二十五條 令第六十二條及び第六十五條の規定による運転免許証又は運転許可証の再交付を受けようとするものは、別記第十五号様式の申請書に写真三葉及び汚損の場合はその運転免許証又は運転許可証を添えて申

欠陥がその設備又は装備をすることによつて身体的適格者と何等異なる安全運転の状態に十分補われ得るものでなければならない。

(免許の限定)

第二十一條 技能試験の結果令第四十七條第二項の別表第一に定める各免許で運転することができる自動車の種類のうち、完全に運転することができないと判定されたものについては、完全に運転できると認められる自動車のみにその免許を限定する。

第四章 運転免許証及び運転許可証

(本籍、住所、氏名変更)

第二十二条 令第五十六條第一項及び第六十六條による本籍、住所又は氏名を変更したときは、別記第十二号様式により届け出なければならない。

2 前項の届出のうち本籍、住所又は氏名を変更したときは、これに戸籍抄本又は住民登録票抄本(外国人にあつては登録原票の寫)に運転免許証又は運転許可証

(道路の使用許可)

第二十八條 前條の申請により許可する場合は、別記第

00358

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 10

十八号様式の許可証を交付する。

附 則

2 鳥取県道路交通取締規則(昭和二十五年三月鳥取県)
 公安委員会告示第一号
 は廃止する。

(別記)

1 この細則は公布の日から施行する。

設備された場所以外の乗車、積載許可申請書

車の種別車輛番号	申請者、住所、氏名、生年月日	運搬品目	指定外の場所	緊急又は止むを得ない事由	運搬の経路
----------	----------------	------	--------	--------------	-------

00359

11. 昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

車の種別、車輛番号	申請者、住所、氏名、生年月日	警 察 署 長 殿	運 搬 日 時	危 險 防 止 の 措 置	右許可下さいますよう申請いたします
			年 月 日	年 月 日まで	氏
					名 (印)

第二号様式(第八條の規定によるもの二)

貨物自動車の一時乗用使用許可申請書

00361

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

00360

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 12

運 搬 、 經 路	や む を 得 な い 事 由	制限外超過の範囲及び指定外の場所	積 載 品 目	第三号様式（第八條の規定によるもの三） 制限外積載許可申請書	申請者、住所、氏名、生年月日	車の種別、車輌番号	備 考

輸 送 の 經 路	乘 車 人 員	緊急止むを得ない事由
輸 送 日 時	年 月 日	右許可下さいますよう申請いたします
	警察署長殿	氏 名 印
	経目出 由的發 地地地	経目出 由的發 地地地

00362

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 14

15 昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

00363

右 許 可 す る 年 月 日	危 險 防 止 の 措 置	運 搬 日 時	運 搬 經 路	乘 車 又 は 積 載 場 所	車 の 種 別 、 車 輛 番 号	運 搬 品 目	緊 急 又 は や む 不 得 な 事 由

警察署長印

第四号様式（第九條の規定によるもの）

第 号

設備された場所以外の乗車、積載許可証

住 所

職 業

氏

生 年 月 日 名

右許可下さいますよう申請いたしました
年 月 日

氏

名印

運 搬 日 時

年 月

日 か ら
ま で

危 險 防 止 の 措 置

年 月

日 ま で

00365

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

車の種別、車輛番号

第 号

制限外積載許可証

住所 職業 氏

生年月日 名

第六号様式 (第九條の規定によるもの三)

備考

右許可する
年月日

警察署長印

00364

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 16

第五号様式 (第九條の規定によるもの二)

第

号

貨物自動車の一時乗用許可証

住所

職業 氏

生年月日 名

車の種別、車輛番号

緊急やむを得ない事由

乗車人員

輸送の経路

輸送の日時

経由出
由的發
地地地年年
月月

日日から

19 昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

00367

收 入 申 請 者				写真 仮 ち よ う 付 欄		第七号様式（第十一條の規定によるもの）		
主 た る 運 転 地	生 年 月 日	氏 名	住 所	本 籍 又 は 國 籍	現 に 運 転 免 許 を 有 す る も の は 、 そ の 種 類 交 付 番 号	公 安 委 員 会 名 公 安 委 員 会 名 付 付 年 月 日	原 動 機 付 自 転 車 運 転 免 許 可 申 請 書	許 免 可 許 の 種 類
							自動車運転免許申請書	種 類 番 号 年 交 付 年 月 日 付 委 員 会 名 公 安 委 員 会 名 付 付 年 月 日 付 運 転 經 歷

積 載 品 目	制限外超過の範囲及び指定外の場所	指定外の場所			制限外超過の範囲		
		重 量 制 限 外 ト ン さ 全 長	制 限 内 ト ン 後 全 長	メ ート ル	メ ート ル	メ ート ル	メ ート ル
右 許 可 す る	運 搬 日 時 年 月 日	危 險 防 止 の 措 置 の 標 識 を つ け る こ と	運 搬 經 路 年 月 日	運 搬 經 路 年 月 日	や む を 得 な い 事 由 経 目出 由的發 地地地	右 許 可 す る	
警 察 署 長 官							

00371

00370

第九号様式 (第十二條第二項の規定によるもの)

練習のための自動車仮運転免許申請書

写真 仮 ちよう 付欄		練習しようとする自動車	
收 入 証 紙	申請者	本 籍	
ち よ う 付 欄 者	請 氏 名	住 所	
	生 年 月 日		

右練習のための自動車仮運転免許を受けたいので関係書類及び写真二葉を添えて申請いたします

年 月 日

氏名(印)

島 取 県 公 安 委 員 会 御 中

(註) 添付書類
戸籍抄本、健康診断書、收入証紙は必ずちよう付欄にちよう付する

第十号様式 (第十三條第二項の規定によるもの)

第

年 月 日

島 取 県 公 安 委 員 会 団

号

通

知
般
書

年 月 日 受験されたあなたの運転免許について今回免許を拒否することになつたが
申請され
月 許可を保留することになつたが
その理由をお話し、あなたの弁明を聞きたいと思うので左記により出頭されたい。

記

一、出頭日時 年 月 日 時
二、出頭場所 島 取 市 東 町 番 地
島 取 県 公 安 委 員 会

00373

25 昭和28年12月8日 金曜日 烏取県公報 (号外) 第105号

鳥取県公安局委員会	公安委員会御中
第十二号様式（第二十二条の規定によるもの）	
届出の要旨	免許の種類及び免許番号
自動動車運転者「 原動機付自転車運転者」届	
年	
月	
日	
右のとおりでありますから免許証訂正下さいますよう届け出ます	
許可	

00372

昭和28年12月8日 金曜日 烏取県公報 (号外) 第105号 24

		第十一号様式（第十九條の規定によるもの）	
免 許 の 条 件	合 格 し た 試 験 の 種 類	写 真 二 葉	運 転 免 許 試 験 合 格 通 知 書
年	月	住 所	本 籍
日			
		氏 名	
		生 年	
		月	
		日	

右のとおりでありますから免許証訂正下さいますよう届け出ます
許可

年一月一日

00375

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

写 真 三 葉

免許の種類及び
許可番号

第十四號様式 (第二十四條の規定によるもの)

鳥取県公安委員会御中

自動車運転免許許可証 檢査申請書

旧 運 転 地
新 運 転 地

右の通り運転地変更をしたから写真二葉免許許可証を添えて届け出ます

年 月 日

氏

名印

00374

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 26

鳥取県公安委員会御中

住 所

氏

名印

第十三号様式 (第二十三條の規定によるもの)

自動車運転者 運転地変更届
原動機付自転車運転者 運転地変更届

写真二葉仮ちよう付欄

本籍
住所

氏 生年月日名

交許免付年月日
可許の種類免許番号

00377

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

00376

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 28

免 可 許 の種類及び 許可番号	自動車運転免許証 原動機付自転車運転許可証 返納届	鳥取県公安委員会御中	再交付申請の事由	仮ちよう付欄	交付年月日	年 月 日	住所	氏名
右の通りでありますので免許再交付下さいますよう写真三葉を添えて申請いたします。								

第十六号様式（第二十六條の規定によるもの）

写真三葉	免許の種類及び許可番号	自動車運転免許証 原動機付自転車運転許可証 再交付申請書	鳥取県公安委員会御中	住所	姓氏	名前
------	-------------	------------------------------------	------------	----	----	----

右免許証の検査を願いたいから写真三葉及び許可証を添えて申請いたします。

00379

31. 昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

00378

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 30

返納の事由

右の通り自動車・運転免許証を返納します

年 月 日

住 所

氏

名印

鳥取県公安委員会御中

(註) 免許証を添えて提出すること

第十七号様式(第二十七條の規定によるもの)

道路使用許可申請書

本籍、住所、職業、氏名、生年
月日

道路使用の目的

使用の期間

使用の場所

使用の方法と交通に影響する程度

右のとおり道路を使用したいので許可下さいますよう申請いたします

收入印紙

ちよう付欄

警察署長殿

氏

名印

第十八号様式(第二十八條の規定によるもの)

道路使用許可証
号

00383

35 昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号

00382

昭和28年12月8日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第105号 34

右緊急自動車として指定する 年 月 日	住所、氏名、生年月日	車の用途	自動車の種別、年式、番号	緊急自動車としての装備状況

自動車の種別、年式、番号	種別	年式	車輛番号
緊急自動車としての装備状況			
年 月 日			
鳥取県国家地方警察隊長殿			
第二号様式			
緊急自動車指定書			
右 氏			
名印			

右緊急自動車として指定下さいますよう車輛検査証の写を添えて申請いたします

鳥取県国家地方警察隊長印